第3回豊橋市立地適正化計画改定検討委員会 議事録

1. 日 時: 令和4年7月6日(水)10時30分~12時10分

2. 方法: Web 会議 (Zoom)

3. 出席者: 浅野純一郎 (豊橋技術科学大学建築・都市システム学系教授)、

荒木裕子 (京都府立大学生命環境学部生命環境科学研究科准教授)

中居楓子 (名古屋工業大学大学院工学研究科助教)

高木一恵 (防災ママかきつばた代表)

手塚 誠 (自治連合会理事)

南恵 (女性防火クラブ連絡協議会会長)

國村一郎 (国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所長)

木村昌博 (愛知県都市基盤部都市計画課課長)【代理:朝田堅次課長補佐】

白村 暁 (愛知県東三河建設事務所長)【代理:高橋秀明企画調整監】

金子知永 (豊橋市都市計画部長)

オブザーバー:石橋降史(国土交通省中部地方整備局都市調整官)【代理:冨山裕係長】

4. 事務局: 佐藤靖浩(都市計画課長)、石原幸治(都市計画課主幹) 鈴木且真(都市計画課主査)、吉川慎吾(都市計画課)

- 5. 議事内容:
 - (1) 居住誘導区域の見直しについて
 - (2) 施策の検討について
 - (3) 目標値の設定について
 - (4) 今後のスケジュールについて
- 6. 議事概要:
 - (1) 居住誘導区域の見直しについて

【委員】

本編については、計画策定の段階で出ていた詳細データが本編で省略されると、理解できない内容になるため、編集を考えた方がよい。

資料1の洪水浸水想定区域(計画規模)のデータは、現行の立地適正化計画と内容が同じではないのか。下地町の浸水深が現行計画では、2.0m以上に該当し、今回の資料1では1.0m~2.0mとなっているが、正しいのか。

居住誘導区域の除外については、基準の設定より、理由の方が重要である。

【事務局】

本編の整理については、市民に分かりやすいよう工夫をする。

洪水浸水想定区域(計画規模)については、平成28年に国が見直しており、浸水深が変更になっているエリアがあると聞いている。そのため、現行では居住誘導区域に含まれていないエリアも、今回は居住誘導区域に含まれる部分が出てくる。

各除外エリアの除外の理由については、内容を整理する。

【委員】

資料1の洪水浸水想定区域(計画規模)について豊橋河川事務所のハザードマップとは浸水深の 区分が違う。資料1の洪水浸水想定区域(計画規模)の浸水深の区分は何をもとにしているのか。

【事務局】

GISによる洪水浸水想定区域(計画規模)のメッシュデータの浸水深の値をもとに区分している。

【委員】

資料1、高潮浸水想定区域については、現行の立地適正化計画よりも浸水想定区域の範囲が小さくなっている。基準が緩くなったという考えでよいか。

【事務局】

居住誘導区域の見直しにあたり、以前は、室戸台風級(堤防等決壊なし)で設定していたが、今回は伊勢湾台風級(堤防等決壊なし)に変更している。

【委員】

変更した理由をご説明願いたい。

【事務局】

災害規模を洪水浸水想定区域の計画規模 (L1) と同等とするために、伊勢湾台風級(堤防等決壊なし)に変更した。

【委員】

資料2のP2、見直し方針について、災害リスクが箇条書きになっているが、この6つの基準に該当するエリアは除外ということでよいか。

【事務局】

まず工業系用途地域を除外した後に、6つの基準に該当するエリアを除外する。

【委員】

吉田方と牟呂など災害リスクの高い地域には、施策として避難対策について示されているとよい。

【委員】

居住誘導区域は、長期的に固定していなければならないものであり、数年で変更するのは望まし

くない。

【事務局】

家屋倒壊等氾濫想定区域については、災害の特性を考え除外対象とすることにした。

居住誘導区域の普遍性について、居住誘導区域の設定をすぐに変えるのは慎むべきだと理解しているが、今回は、防災指針の策定に伴い、このような見直し案としている。

(2) 施策の検討について

【委員】

液状化の調査は終了していると思うが、リスクはないということでよいか。

【事務局】

液状化の調査により、リスクのあるエリアは示されている。

【委員】

深刻なリスクではないということか。

【事務局】

深刻なリスクではないと考えており、液状化に対する対策は一部終了しているものがある。

【委員】

河川整備によるハザードの変化により、居住誘導区域の線引きを変更するとなると、居住誘導区域の線引きが頻繁に変わることになる。区域の変更は施策に含めない方がよいのではないか。

【事務局】

検討させていただく。

【委員】

居住誘導区域の設定と防災対策は、表裏一体でまとめていくべきだと考えている。

居住誘導区域から除外される区域の基準については、災害規模について議論があった。施策においても計画規模、想定最大規模の区分があってもよいのではないか。特に想定最大規模においては、住宅等の移転避難が欠かせない。資料3の施策一覧では、一番上に住宅等の移転避難について記載されているが、居住誘導区域内外の区分が明確でない。施策も災害リスクの規模に応じて二極化してもよいのではないか。方針や対策、考え方をしっかりと示しつつ、今後の施策や防災対策等についても同時に議論していただきたい。

【委員】

ハード施策に「河川整備」とあるが、何を指しているのかわからない。

事業主体が「県」だけになっているが、管轄によって事業主体は変わるため見直しをお願いしたい。

「河川施設の適切な維持管理」では事業主体が「市」となっているが、国や県でも適切な維持管理をしている。見直しをお願いしたい。

【事務局】

国や県と整合をとる。

【委員】

災害リスクの高い区域は、居住誘導区域の除外を前提としており、避難が不可欠となる。一般的には避難先が足りないということが課題となっている中、避難所を公共施設だけで対応するのは不可能であり、協定により避難できる民間施設を増やしていかないと避難自体ができない。国は、民間事業者が開発を行う際に確保する避難スペースに対し、容積率の緩和をしている。今後都市機能誘導区域を設定していくうえで、誘導区域内で開発とあわせて避難スペースを確保することは可能だと思う。ハード施策とソフト対策、公共と民間を組み合わせた施策の検討をしていただきたい。

【委員】

想定最大規模における洪水浸水想定区域については、常に災害リスクを意識しながら施策を検討するべきである。施策には、流域治水という考え方もある。

施策を検討する場合、計画規模で想定するものと、想定最大規模で想定するものなど、めりはり をつけて整理をするとよい。

河川整備については、設楽ダムが完成すれば、豊川の浸水想定区域に影響する可能性があると思う。

(3) 目標値の設定について

【委員】

防災指針において目標値を設定することは重要であり、災害リスクがあっても住み続ける覚悟がここに表れているかどうかが重要だが、防災リーダー養成講座の修了者数や防災訓練等の参加者数が、指標として成立するのか。事例などを踏まえ、実際に災害が起きた場合に適用できるような指標にし、実行できるような目標にするべきではないか。

【事務局】

参考にさせていただく。

【委員】

立地適正化計画は非常に画期的な計画であり、都市計画と防災を同時に検討するチャンスでもある。

そもそも危険な区域の住民の人数を指標にしなくてよいのか。災害リスクに関しても、実際にリ

スクは減っているのかを確認していくことは、長期的な都市計画においても必要なのではないか。 避難については、要支援者に対する避難計画も努力義務として作成することになるため、立地適 正化計画の指標として考えていただくとよい。

【委員】

現在、居住誘導区域には、52校区のうち20校区が該当し、残りの30校区以上が居住誘導区域外になる。地区自治会は500弱存在し、防災リーダー養成講座修了者数の基準値411人から考えると各自治会に防災リーダーは平均1人もいないということになる。市も養成講座の受講者枠を増やしているが、参加者が集まらないのが現状である。居住誘導区域外の住民に対し、避難が必要な場合は自治会長、民生委員が住民を誘導できるような対策をとっているが、居住誘導区域外の住民が、居住誘導区域外で避難できるように、また、人口の分布や今後の人口の変化などを考慮して施策を検討してほしい。

【委員】

指標について、ご意見にもあったように、災害リスクの高い区域の住民の人数で把握した方が合理的ではないか。

地区防災計画は作っているのか。

【事務局】

作っていない。地域の防災マップは断続的につくっている。

【委員】

防災関連の計画策定率を上げていくことも指標になるのではないか。防災指針については、目標を居住誘導区域内外、市街化調整区域の集落などを区分した表示にすることで、市全域対応の指針であることがわかるようにしていただきたい。

居住誘導区域内から除外される区域は、歩いて暮らせるまち区域からも除外されるという理解で よいか。

【事務局】

歩いて暮らせるまち区域からも除外される。

【委員】

土砂災害警戒区域は居住誘導区域から除外はしないのか。

【事務局】

除外しない。土砂災害特別警戒区域は除外対象となる。

【委員】

土砂災害警戒区域の該当数が少ないならば、除外対象とするか、整備を必須にするなどの記載を した方がよい。

【事務局】

施策などを検討する。

以上